

浜松市環境教育における体験の機会の場の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第20条第1項に基づく環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）の認定事務について、法及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「体験の機会の場」は、当該場として提供される土地又は建物の全部が市の区域内に含まれる場合に限るものとする。

(認定の申請)

第3条 法第20条第1項の認定を受けようとする者は、施行規則様式第7による申請書に、別表1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 市長は、前条に規定する申請に係る体験の機会の場で行う事業内容等が、法第20条第1項各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認められるときは、認定するものとする。

2 市長は、必要に応じて、現地調査の協力を依頼することができる。

3 法第20条第6項の規定による通知は、体験の機会の場認定通知書（様式第1号）により行うものとする。

4 法第20条第7項の規定による通知は、体験の機会の場不認定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(変更の届出)

第5条 法第20条第1項の認定を受けた者が、同条第8項の規定による届出を行う場合は、同条第3項に掲げる事項に変更のあった日又は体験の機会の場の提供を行わなくなった日から起算して原則30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出のうち、法第20条第3項に掲げる事項の変更に係る届出に当たっては、施行規則様式第8による届出書に、別表1に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて行うものとする。

3 第1項の届出のうち、体験の機会の場の提供を行わなくなった場合に係る届出に当たっては、施行規則様式第9による届出書により行うものとする。

(認定の有効期間)

第6条 法第20条の2第1項に規定する有効期間は、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲で市長が定める。

(更新の申請)

第7条 法第20条の2第1項の有効期限の更新を受けようとする者は、当該有効期間の満了日の30日前までに施行規則様式第10による申請書に、別表1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、第4条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 3 市長は、法第20条の2第1項の有効期限の更新が適当と認める場合は、体験の機会の場合更新認定通知書（様式第3号）により通知する。
- 4 市長は、法第20条の2第1項の有効期限の更新が不適当と認める場合は、体験の機会の場合更新不認定通知書（様式第4号）により通知する。

（運営の状況の報告）

第8条 法第20条の4第1項の規定による報告は、毎年5月31日までに事業実施状況報告書（様式第13号）を、市長に提出して行うものとする。

- 2 前項の報告は、当該認定に係る体験の場で行う事業が年度を超えて行われる場合等、年度ごとの事業実施の状況及び収支決算に関する事項の報告が困難であるときは、市長が定める期間における実施の状況及び収支決算を報告するものとする。

（周知）

第9条 市長は、法第20条第1項の認定をしたときは、市ホームページへの掲載等により、同条第3項各号に掲げる事項について周知するように努める。

（認定の取消し）

第10条 法第20条の6第1項の規定により法第20条第1項の認定を取り消す場合は、法第20条の6第2項の規定に基づき、体験の機会の場合認定取消通知書（様式第5号）により通知する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表 1

No.	申請及び更新に添付する書類	書類名
1	申請者が個人である場合は、その住民票の写し 申請者が法人その他団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの	住民票の写し（発行日から6か月以内のもの） ○株式会社、社団法人、NPO法人等については、定款及び登記事項証明書（登記事項証明書については発行日から6か月以内のもの） ○財団法人等については、寄附行為及び登記事項証明書（登記事項証明書については発行日から6か月以内のもの） ○その他の団体については、団体規約等（団体名、団体の連絡先、代表者の氏名及び住所等、団体の目的、実施している事業、活動の内容、役員に関する事項等について記載されたもの）
2	申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した署名	法第20条第4項各号の規定に該当しない旨の説明書（様式第6号）
3	申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の機会の場合で行う事業の実績を記載した書類	事業実績報告書（様式第7号）
4	申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	事業計画書（様式第8号） 収支予算書（様式第9号）
5	認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む）について記載した書類	安全の確保を図るための措置に関する申出書（様式第10号）
6	認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制	事業実施体制に関する説明書（様式第11号）
7	認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類	事業計画書（様式第8号）
8	認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準じるもの	○位置図 ○公図（発行日から6か月以内のもの） ○登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの） ○申請者が当該土地又は建物の所有者でない場合は、当該土地又は建物に係る賃貸契約書など、所有者との契約関係を証明する書類の写し
9	認定の申請に係る体験の機会の場合において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書	（申請者と事業実施者が異なる場合のみ） 事業実施者の同意書（様式第12号）

10	その他参考となるべき事項を記載した書類	次の書類が考えられる。 ○会社概要 ○当該事業概要を示したパンフレット等 ○当該事業の行程や動線がわかる図面等
----	---------------------	--